

平成22年7月9日
国際部国際政策課

農林水産物輸出入情報

平成22年5月分（速報値）

本資料は、財務省が公表している「貿易統計」を基に、我が国の農林水産物輸出入状況を取りまとめたものです。

【利用上の注意】

農林水産物輸出入情報について

- (1) 本資料は、財務省が公表している「貿易統計」から、我が国の農林水産物輸出入状況を取りまとめたものである。なお、本資料に記載している品目名は便宜的なものであり、詳細は「貿易統計」の品目定義を参照されたい。
- (2) 貿易統計は、日本から輸出された貨物および日本へ輸入された貨物について、税関に提出された各種申請書に基づいて作成されている。
ただし、20万円以下の少額貨物、見本品、贈与品および寄贈品、旅客用品、興業用品、駐留軍・国連軍関係貨物、博覧会、展覧会、見本市等へ出品された貨物、船用品の積み込み、密輸出入品等は除かれている。
- (3) 金額は、輸出がF O B 価格（Free on board、運賃・保険料を含まない価格）、輸入は原則としてC I F 価格（Cost-insurance and freight、運賃・保険料込みの価格）である。
- (4) 原則として、輸出は当該輸出品目を積載する船舶及び航空機の出港の日、輸入は当該輸入品目の輸入許可の日をもって計上している。
- (5) 農林水産物には、羊毛、アルコール飲料、たばこ、天然ゴム及び綿を含む。
また、00類の特殊取扱品（再輸出入品、機用品の食料品・飲料・たばこ）を除く。
- (6) 「*」の付いた品目の数値は、内数であるため、その合計は上位の項目の数値と一致しない場合がある。
- (7) 平成21年の数値は、財務省が公表した速報値であり訂正される場合がある。
- (8) 数量単位の略号は、次のとおりである。

NO……頭、羽、本数	TH……千枚、千本、千個
KG……キログラム	MT……（メトリック）トン（1,000kg）
GR……グラム	L ……リットル
SM……平方メートル	CM……立方メートル
- (9) 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「0」……単位に満たないもの	「…」……事実不詳
「-」……事実のないもの	「△」……減少したもの

【参考】

○本統計資料及び本統計の品目別累年データ、国別データは、農林水産省ホームページの中の統計情報に掲載しています。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html>】

「分野別分類」の「農林水産物の輸出入」

問合せ先

連絡先：農林水産省 国際部 国際政策課
情報企画班

電 話：(代)03(3502)8111 内線3423, 3424

次回（平成22年6月分）の公表は、平成22年8月9日（月曜日）午前11時の予定です。